

2012年11月20日
学長決定

「放送大学における地域貢献研究会」の設置について

1 目的

経済・社会が高度化・グローバル化する中、地域の発展を図る上で、「知の拠点」としての大学による地域貢献に大きな期待が寄せられている。教育基本法及び学校教育法においては、大学が果たすべき役割として、学術研究、人材育成に加え、教育研究の成果を広く社会へ提供することが位置付けられており、2012年6月に文部科学省が提示した「大学改革実行プラン」や中央教育審議会の政府答申等においても、地域再生の核となる大学づくりの重要性が改めて指摘されている。その中では、放送大学の地域貢献の必要性についても明記されているところである。

放送大学においても、アクションプラン2012の具体的なアクションプランの一つとして地域貢献の推進が掲げられていることから、こうした政府の状況も踏まえ、放送大学における地域貢献の現状の把握と今後の取組について検討を進めるため、「放送大学における地域貢献研究会」を設置する。

2 研究事項

- (1) 地域貢献事例の現状の把握
- (2) 地域貢献事業推進のための論点整理
- (3) 放送大学における地域貢献事業の推進に向けた取組の検討

3 実施方法等

- (1) 研究会の構成は別紙のとおりとする。ただし、座長が必要と認める場合には、構成員を追加することができる。
- (2) 研究会に座長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。
- (3) 研究会は、必要に応じて、構成員以外の者を参画させることができる。

4 その他

- (1) この研究会に関する事務は、総合戦略企画室及び学習センター支援室において処理する。
- (2) その他研究会の運営に関する事項は、必要に応じ、本研究会に諮って定める。